

中小企業支援資金【設備導入特別資金】

制度の概要

- 市内における事業活動に必要な設備を対象とした低利な設備資金。
- [信用保証料補助](#)、[利子補給](#)を実施。
- ご利用にあたっては、[「申込み手順」>>](#)、[「注意事項」>>](#) を必ずご確認ください。

制度の詳細

資金用途	事業資金(設備導入特別資金)
貸付限度額	5,000 万円
貸付期間	<ul style="list-style-type: none">• 1 年超 10 年以内(据置 12 か月以内)• ★信用保証協会の一般保証により「運転資金」を利用する場合は 7 年以内
返済方法	<ul style="list-style-type: none">• 元金均等割賦返済
貸付利率	<ul style="list-style-type: none">• 1 年超 10 年以内 1.5%以内

利用資格

1	中小企業信用保険法に定める中小企業者(対象外業種あり)
2	市内に主たる事業所(法人=本店登記、個人=主たる事業所)を有し、市内において既に事業を営んでいること
3	許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
4	市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと
5	上記要件に加え、市内における事業活動に必要な設備導入を計画していること。 【運転資金と併用する場合】設備導入として利用する金額が、利用総額の 1/2 以上を占めていること。

必要書類等(窓口申請時)

1	藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書(申込書) *
2	代表者印(法人の実印/個人の場合は認印)
3	許認可等を要する事業の場合はその許認可証等の写し
4	設備資金の見積書の写し(有効期限内かつ発行元の記名押印がされたもの) ★融資実行前に当該設備(車両以外)の売買契約、発注等が行われていないことを確認します。 ★車両の場合は注文書等も可
5	個人事業者で市外在住の方は、藤沢市内での事業内容が確認出来る書類(開業届の写しなど)
6	本資金を既に利用している場合は、申請時における残額がわかる書類(返済予定明細書など)が必須(資金貸付限度額内での利用となります)
7	設備導入計画書 【記載例】
8	【NPO 法人の場合】 他の必要書類に加え ①直近 2 か年分の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸貸対照表、財産目録、年間役員名簿並びに社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ②収益事業を行っている場合は、直近 2 か年分の収益事業分の確定申告書
9	代理で申請する場合は、委任状2部

* 申込書は藤沢市の融資窓口(公益財団法人湘南産業振興財団)と、[取扱金融機関](#)に常備しています。

* 申込書の太枠内に必要事項をご記入ください。